契約条項 P-7952_261023

1.「対象機器調査代行サービス」
甲は、注文書記載の「対象機器調査代行サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲が「IT Exspert Services」の対象機器の選定に必要な機器情報収集を目的とし、甲のシステムを構成するサーバー,ネットワーク機器,NAS 等を調査した書面(以下「対象機器調査報告書」という)を作成します。
(2)「対象機器調査報告書」は乙所定の書式で作成するものとします。
(3) 乙は、「対象機器調査報告書」を注文書記載の場所に納入します。
(4) 乙が「対象機器調査報告書」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
(5)「対象機器調査報告書」に誤植, 落丁, 乗損等の材質および記録状態についての物理的瑕疵が発見された場合、乙は、「対象機器調査報告書」の納入から 3 ヵ月間は無償でその瑕疵を修補しもしくは代替品を納入します。
(6) 甲は、別途乙と合意するところに従い、乙が「対象機器調査報告書」を作成するために必要な、甲の施設および設備に関する資料等(以下「甲の提供情報」という)を乙に開示・貸与するものとします。
(7)「甲の提供情報」のうち、甲の機密情報に属するもの(以下「機密情報」という)については、甲は、前号にもとづき乙に開示・貸与する際に、次に定める方法で「機密情報」として指定するものとします。
①有体物として提供される場合、当該有体物に「機密情報」である旨の表示を行う
②口頭で提供される場合、提供時に口頭で指定し、更に提供後 7 日以内に「機密情報」である旨を書面で通知する
(8) 乙は、前号にもとづき甲から「機密情報」を受領した場合、受領証を交付するものとします。
(9) 乙は、「機密情報」を「対象機器調査代行サービス」および「IT Exspert Services」の提供以外の目的に使用せず、また第三者に「機密情報」が開示されないよう適切な措置を講じるものとします。ただし、次の条項の一に該当するものについては、その範囲から除くものとします。
①本契約締結時点において既に公知であるか、本契約締結後に公知となった情報。ただし、乙が本契約に違反して公知となったものは除くものとします。
②本契約締結時点の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
(10) 乙は、「対象機器調査代行サービス」の全部または一部を第三者に委託する場合、前号の定めにかかわらず、必要な範囲内において第三者に「機密情報」を開示できるものとします。この場合、乙は「対象機器調査代行サービス」を委託した第三者に対して、「機密情報」が当該第三者における「対象機器調査代行サービス」の作業従事者以外の者に漏洩しないよう適切な措置を講じるものとします。
(11) 乙は、「機密情報」を複製する必要が生じた場合には、甲の事前の承諾を得た上、その指示に従うものとします。ただし、乙はバックアップを目的として、一部に限り「機密情報」の複製を行うことができるものとします。
(12) 乙は、「機密情報」およびその複製物を「対象機器調査代行サービス」作成業務の完了時に廃棄または甲に返還するものとします。
(13) 甲は、「対象機器調査報告書」を甲の業務に使用する目的以外で「対象機器調査報告書」に盛り込まれた乙固有のアイデア,コンセプト,ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
(14) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「対象機器調査代行サービス」の作成作業を中止した場合、甲は、「対象機器調査報告書」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での「対象機器調査報告書」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡すものとします。
(15)「対象機器調査代行サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「対象機器調査代行サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

2.「エージェントインストールサービス」
甲は、注文書記載の「エージェントインストールサービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲が開示するサービス用ソフトウェアを起動させる ID 等にもとづき、甲が指定する機器にサービス用ソフトウェアをインストールします。
(2) 乙が「エージェントインストールサービス」に着手した時点で、甲はサービス用ソフトウェア所定の使用許諾条件に合意したものとみなします。
(3) 乙は、「エージェントインストールサービス」が注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。
(4)「エージェントインストールサービス」完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき「エージェントインストールサービス」の対価を支払うものとします。乙が、「エージェントインストールサービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「エージェントインストールサービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「エージェントインストールサービス」の対価を支払うものとします。
(5)「エージェントインストールサービス」完了後、甲が対象製品の設定を変更した結果(OS 供給元の起因に基づく動作不良等を含む)については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
(6)「エージェントインストールサービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
(7)「エージェントインストールサービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「エージェントインストールサービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
(8) 前三号の定めは、「エージェントインストールサービス」完了後も有効に存続するものとします。

3.「EDR 導入・設定代行サービス」
甲は、注文書記載の「EDR 導入パック (PC)」、「EDR 導入パック (Server)」、「EDR エージェントインストールサービス (PC)」、「EDR エージェントインストールサービス (Server)」、EDR 除外設定サービス (PC ポリシー追加)」または「EDR 除外設定サービス (Server ポリシー追加)」(以下総称して「EDR 導入・設定代行サービス」という)を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲が指定する機器へのサービス用ソフトウェアのインストールおよび当該機器に係る管理コンソール上での設定作業その他「EDR 導入・設定代行サービス」に必要な作業を行います。
(2) 前号の管理コンソール上での設定作業は、乙が甲に代わって実施するものとします。
(3) 乙は、甲があらかじめ乙に提供する設定情報にもとづき、前号の設定作業を代行して行うものとします。
(4)「EDR 導入・設定代行サービス」の実施に伴い対象機器の再起動その他の一時的な停止が必要となる場合、当該再起動および実施後の稼働確認は、甲の責任と負担において行うものとします。

(5) 乙が「EDR 導入・設定代行サービス」に着手した時点で、甲はサービス用ソフトウェア所定の使用許諾条件に合意したものとみなします。
(6) 乙は、「EDR 導入・設定代行サービス」が注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。
(7) 「EDR 導入・設定代行サービス」完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき「EDR 導入・設定代行サービス」の対価を支払うものとします。乙が、「EDR 導入・設定代行サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「EDR 導入・設定代行サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「EDR 導入・設定代行サービス」の対価を支払うものとします。
(8) 「EDR 導入・設定代行サービス」完了後、甲が対象製品の設定を変更した結果(OS 供給元の起因に基づく動作不良等を含む)については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
(9) 「EDR 導入・設定代行サービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
(10) 「EDR 導入・設定代行サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「EDR 導入・設定代行サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
(11) 前三号の定めは、「EDR 導入・設定代行サービス」完了後も有効に存続するものとします。

4.「特定個人情報の管理区域における合意事項」
本項は、前三項に共通して適用されるものとします。
(1) 本項において特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、マイナンバー法といいます)第 2 条に定める特定個人情報をいいます。
(2) 本項においてマイナンバー管理区域とは、マイナンバー法第 37 条にもとづいて制定された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の別添 2-E-a で定める「管理区域」をいいます。
(3) 甲および乙は、前三項のサービスが単純なサービス等の委託であり、マイナンバー法第 2 条に定める個人番号関係事務または個人番号利用事務の甲から乙への委託を含まないことを確認します。
(4) 乙は、前三項のサービス提供に際し、特定個人情報を含む電子データ等を取り扱わないものとします。
(5) 乙が前三項のサービスの提供に際し、甲のマイナンバー管理区域に立ち入る場合、原則として、携帯電話, タブレット端末, PC, USB メモリ等の情報機器を持ち込まないものとします。
(6) 甲は、前三項のサービス提供に際して乙が特定個人情報に触れることが無いよう、該当サービスにかかる特定個人情報の削除、マスキング等の適切な措置を実施するものとします。
(7) 前号の措置がやむを得ず行えない場合、甲は、該当サービスの提供に立会い、乙が特定個人情報に触れないことを確認するものとします。

以上